

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正に係る省令案に対する意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：平成 29 年 6 月 24 日（土）から同年 7 月 24 日（月）まで

提出された意見の件数：3 件

No	提出者	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>測定器の品質は向上していますが、測定用の同軸ケーブルは、機械的なストレスにさらされるため、注意する必要があります。</p> <p>使用回数や取り扱いにより、外部導体である編組線のほつれや金属箔のしわや、芯線と外部導体の間の絶縁体の変形が発生し、同軸ケーブルを軽く動かすだけで、挿入損失が変動することがおこります。</p> <p>例えば、パワー計の精度が維持できていても、測定用の同軸ケーブルの損失が変動すれば、送信電力の測定結果は保証出来ません。</p> <p>同軸ケーブルも測定器の一部として、校正の対象にすべきと思います。</p>	<p>測定器その他の設備（以下「測定器等」といいます。）の校正又は校正（以下「校正等」といいます。）をどのように行うことが望ましいかは、測定器等の仕様によって決まるものです。</p> <p>なお、利用者が任意の同軸ケーブルを選定して使用する場合は、その損失特性について、利用者が算出または測定などして考慮すべきものとの考え方が一般的と理解しています。</p> <p>以上のことから、測定器等の仕様を考慮せず、同軸ケーブルも測定器等の一部として校正等するものと一律に定めることは、かえって適切な校正等にならないことが考えられます。</p> <p>原案のとおりとさせていただきます。</p>	無

2	個人	<p>概ね反対ではないが、5条の2の、  &gt;（製造された日から起算して十年以内のものに限る。）  については、強制とはしない形とし、どこかに  &gt;（ただし、製造された日から起算して十年を超えている場合は、その旨を記載すること。）  という様な記述を行うよう変更する方が良いのではないかと考える。  （仕様を満たしており、較正等が適宜行われているのであれば、この十年に拘る意味は特段無いと思われるため。10年以上測定器を使うというのはそれなりにありふれた事であると思われるが、であれば不要な支出を強いるものになるので、十年以内の強制の適切性はあまり高くないと考える。）</p>	<p>端末機器の基準認証制度において、登録認定機関は、他者の製造した端末機器の審査を適正に行うため、審査に用いる測定器等を適正に管理し、その性能を確保する必要があります。長期にわたって測定器等を適正に管理することは可能であっても、長期使用による経年劣化や製造業者の補修対応に期限があることなどを慎重に考慮することとし、較正等の期間の延長は「製造された日から起算して十年以内に限る」としたものです。</p> <p>なお、製造された日から起算して十年を超える測定器等については、較正等の期間の延長の対象にならないだけであり、これまでどおり一年以内の較正等を受けていれば、端末機器の技術基準適合認定に使用できます。</p> <p>原案のとおりとさせていただきます。</p>	無
3	個人	当該部分について、とくに異論はありません。	本改正案への賛同意見として承ります。	無